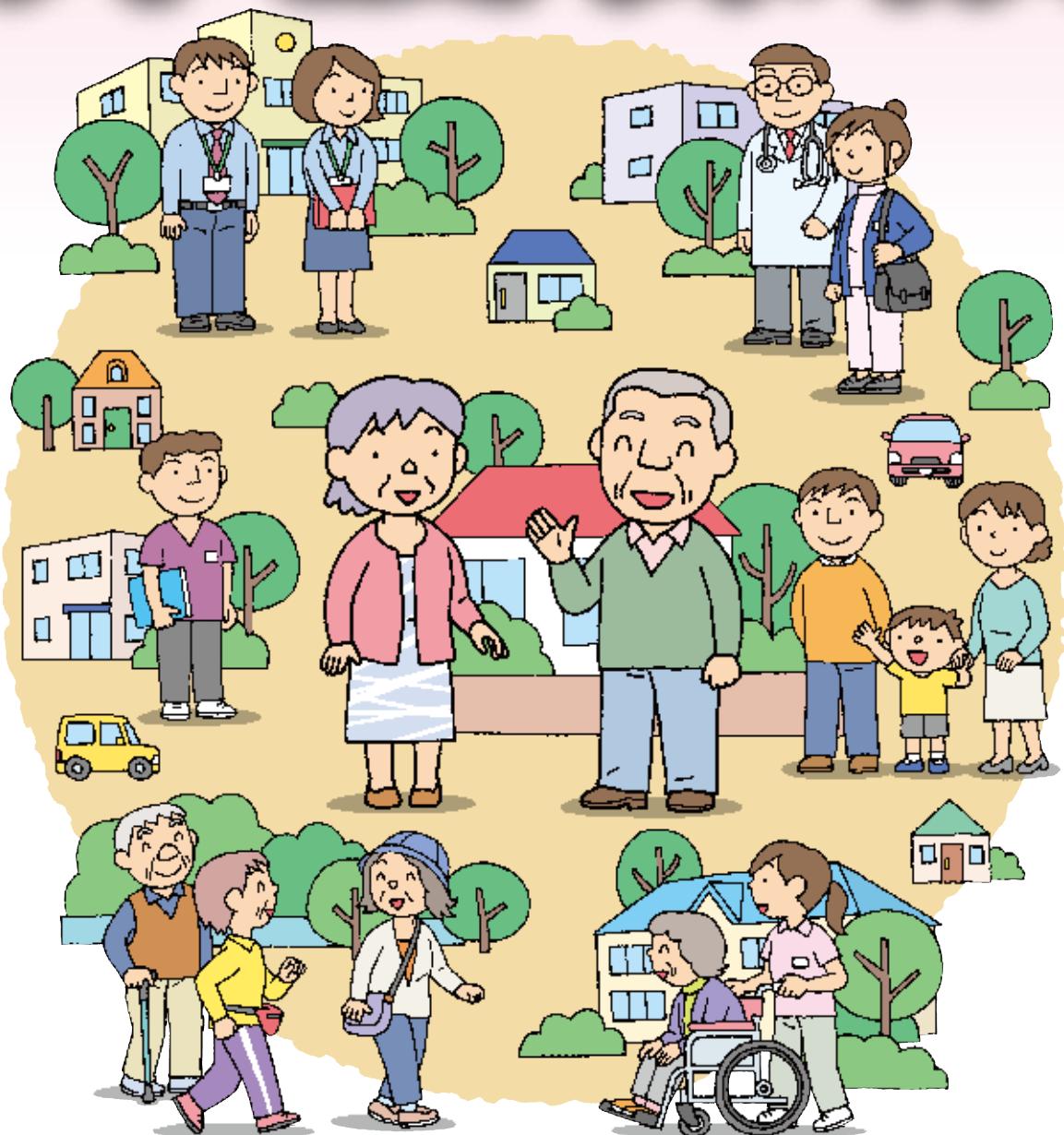


令和6年

いきいき

介護保険



木津川市 高齢介護課
☎0774-75-1213 FAX 0774-72-0553

介護保険制度の
しくみ

地域包括支援
センター

サービスの
利用のしかた

サービスの種類

福祉用具と
住宅改修

利用者負担

総合事業

その他サービス

認知症について

成年後見制度

虐待防止

介護保険の
保険料

サービス
事業所一覧

介護保険制度のしくみ

木津川市が運営し、わたしたちが利用する身近なしくみです

介護保険はわたしたちの住む地域で運営する制度です

木津川市にお住まいの40歳以上のみなさんは、介護保険の加入者（被保険者）です。年齢によって、加入のしかたは2種類に分かれ、サービスを利用できる条件も異なります。

40歳以上の人人が加入します

第1号被保険者



65歳以上の人

介護や支援が必要と認定された場合にサービスを利用できます。

第2号被保険者



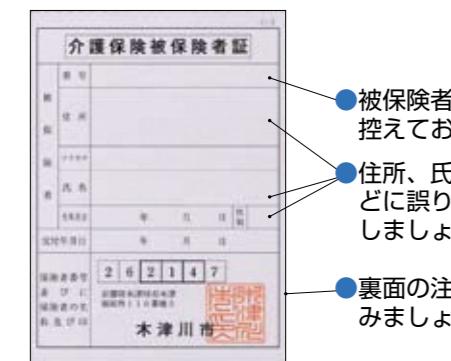
40歳以上65歳未満の人

国民健康保険や職場の医療保険に加入している人

特定疾患により、介護や支援が必要と認定された場合にサービスを利用できます。

65歳になつたら…
被保険者証が交付されます

65歳になった人（第1号被保険者）には、木津川市から介護保険被保険者証が交付されます。被保険者証は、サービスを利用するため必要な情報が記載されるものです。大切に保管してください。

被保険者証は
こんなときに使います

●要支援・要介護認定を申請するとき

申請書に添付して木津川市高齢介護課の窓口に提出します。

●認定結果が通知されるとき

認定された要支援・要介護状態区分や、サービスの利用限度額などが記載されて返送されます。

●ケアプランを作成するとき

ケアプランの作成依頼届に添付して木津川市高齢介護課の窓口に提出します。

●サービスを利用するとき

サービス事業者に提示します。

被保険者証は、65歳に到達する
月の月末までに郵送します。

※40歳以上65歳未満の人（第2号被保険者）は、要支援・要介護認定の申請をして認定結果が出た場合などに交付されます。

介護保険負担割合証が交付されます

介護保険の要介護・要支援認定を受けている人に介護保険負担割合証が交付されます。サービスを利用したときの負担割合（1割、2割、または3割）が記載されています（詳しくはP14）。

地域包括支援センター

地域包括支援センターを利用しましよう

地域で暮らすみなさんを、介護、福祉、健康、医療など様々な面から総合的に支えるため、地域包括支援センターが設置されています。主任ケアマネジャー、保健師、社会福祉士などの専門職が互いに連携をとり、みなさんを支えていきます。

認知症地域支援推進員も配置し、認知症になっても、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせるよう、地域づくりを進めています。

木津川市地域包括支援センター



主任ケアマネジャー



保健師



社会福祉士



認知症地域支援推進員

ご相談ください

総合的な相談・支援

- 介護に関する相談や悩み以外にも、福祉や医療等についても、ご相談ください。
- 認知症に関する相談などにも対応します。

みんなの権利を守ります

権利擁護、虐待の早期発見・防止

- みんなが安心していきいきと暮らせるよう、みんなの持つさまざまな権利を守ります。虐待を早期に発見したり、成年後見制度の紹介や、消費者被害などに対応します。

さまざまな方面から支えます

ケアマネジャーへの支援

- 暮らしやすい地域にするため、さまざまな機関とのネットワークをつくり調整します。

自立した生活ができるよう支援します

介護予防ケアマネジメント

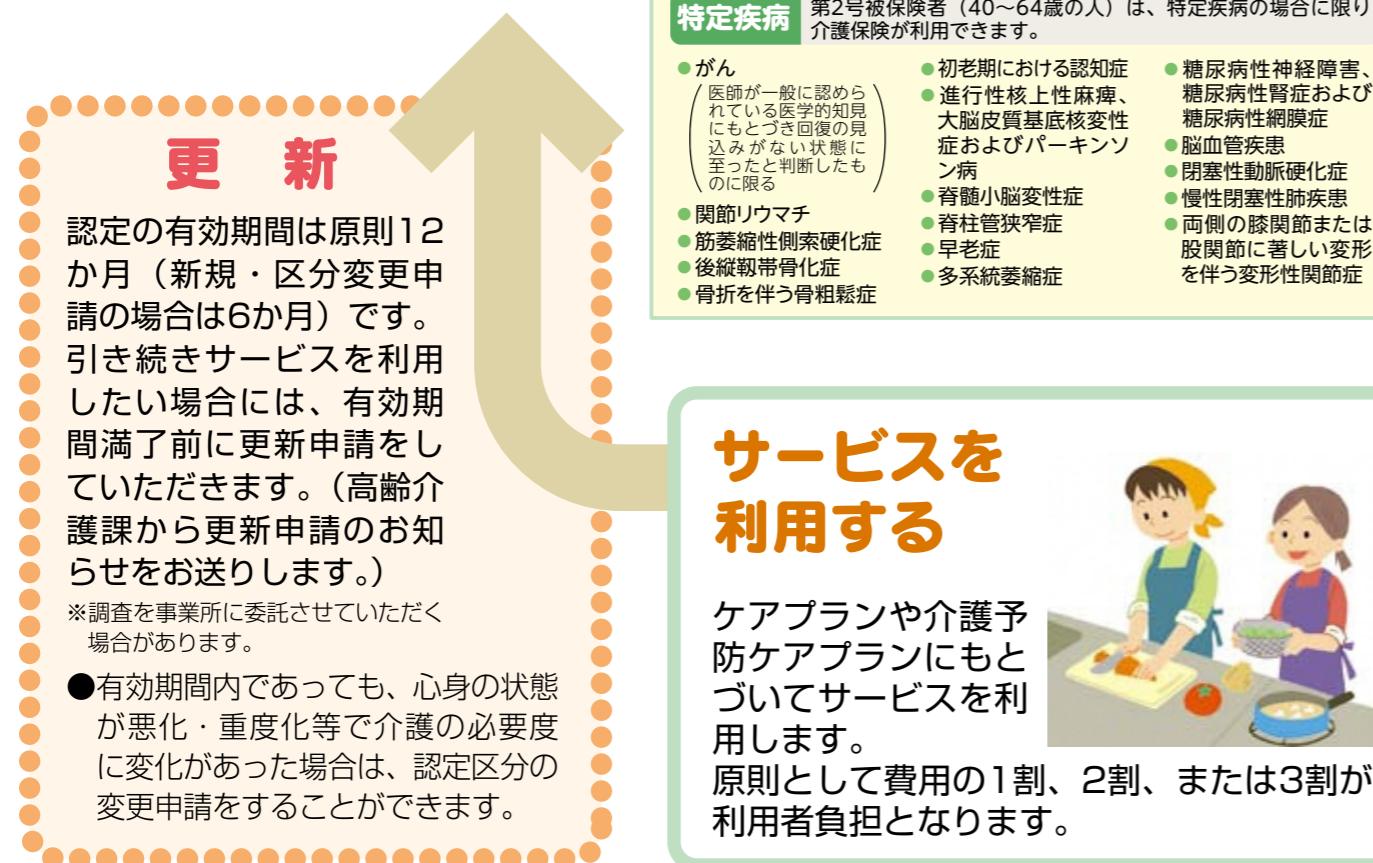
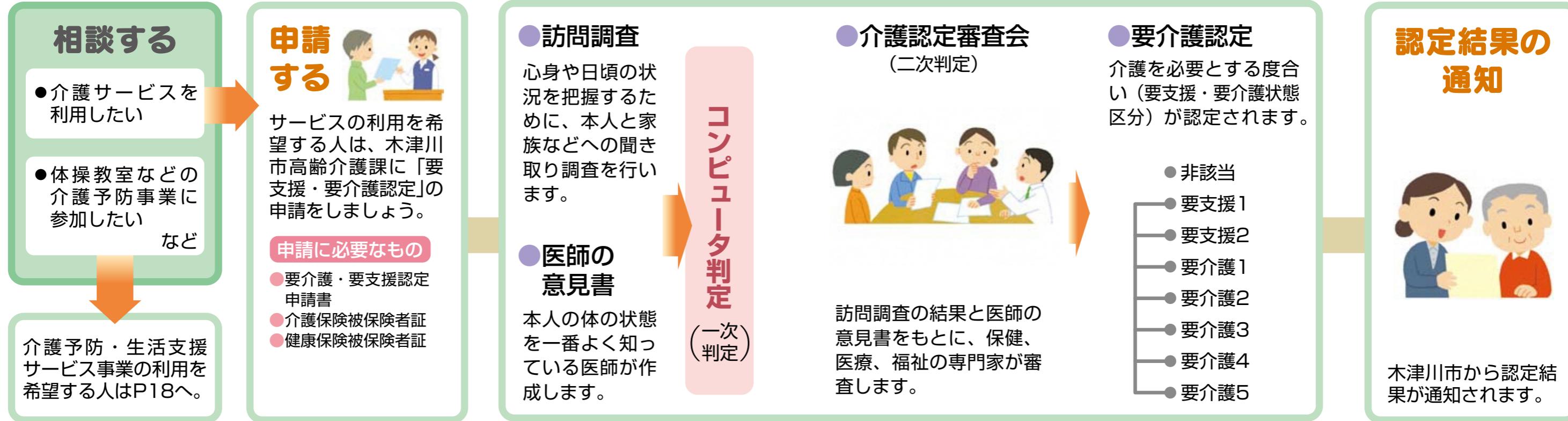
- 要支援1・2と認定された人は、介護保険の介護予防サービスを利用できます。
- 要支援・要介護状態になるおそれがある人や自立した生活をしている人などは、木津川市が行う介護予防事業を利用できます。

(令和6年4月現在)

施設名	所在地	電話(市外局番0774)	担当エリア
木津川市地域包括支援センター 木津東 (社会福祉法人芳梅会)	〒619-0214 木津南垣外40番地8 ●7月からは 〒619-0218 城山台11丁目5番地2 (芳梅会あずてる内)	75-2003	木津町、市坂、鹿背山、木津(山田川、下川原、南後背、野色、小金、石塚を除く区域)、梅谷、梅美台、州見台、城山台、木津駅前 <主に木津小学校区、梅美台小学校区、州見台小学校区、城山台小学校区>
木津川市地域包括支援センター 木津西 (社会福祉法人木津川市社会福祉協議会)	〒619-0222 相楽山松川42番地2 (ケアセンター・ハッピーコスモス内)	75-1294	木津(山田川、下川原、南後背、野色、小金、石塚)、相楽、吐師、兜台、相楽台、木津川台 <主に相楽小学校区、高の原小学校区、相楽台小学校区、木津川台小学校区>
木津川市地域包括支援センター 加茂 (社会福祉法人木津川市社会福祉協議会)	〒619-1127 南加茂台6丁目3番地 (加茂ふれあいセンター内)	76-0001	加茂地区 <主に加茂小学校区、南加茂台小学校区、恭仁小学校区>
木津川市地域包括支援センター 山城 (社会福祉法人慈愛会)	〒619-0204 山城町上泊天竺堂1番地1 (山城ぬくもりの里内)	86-3500	山城地区 <主に上泊小学校区、棚倉小学校区>

サービスを利用するまで

介護や支援が必要と感じたら、まず地域包括支援センター※や木津川市高齢介護課に相談します。サービスを利用するまでの流れは以下のようになっています。



※地域包括支援センターとは、高齢者が住みなれた地域で、その人らしい生活を送ることができるよう設置された総合機関で、主任ケアマネジャー・保健師・社会福祉士などが中心となって、みなさんを支援します。(詳細はP3へ)

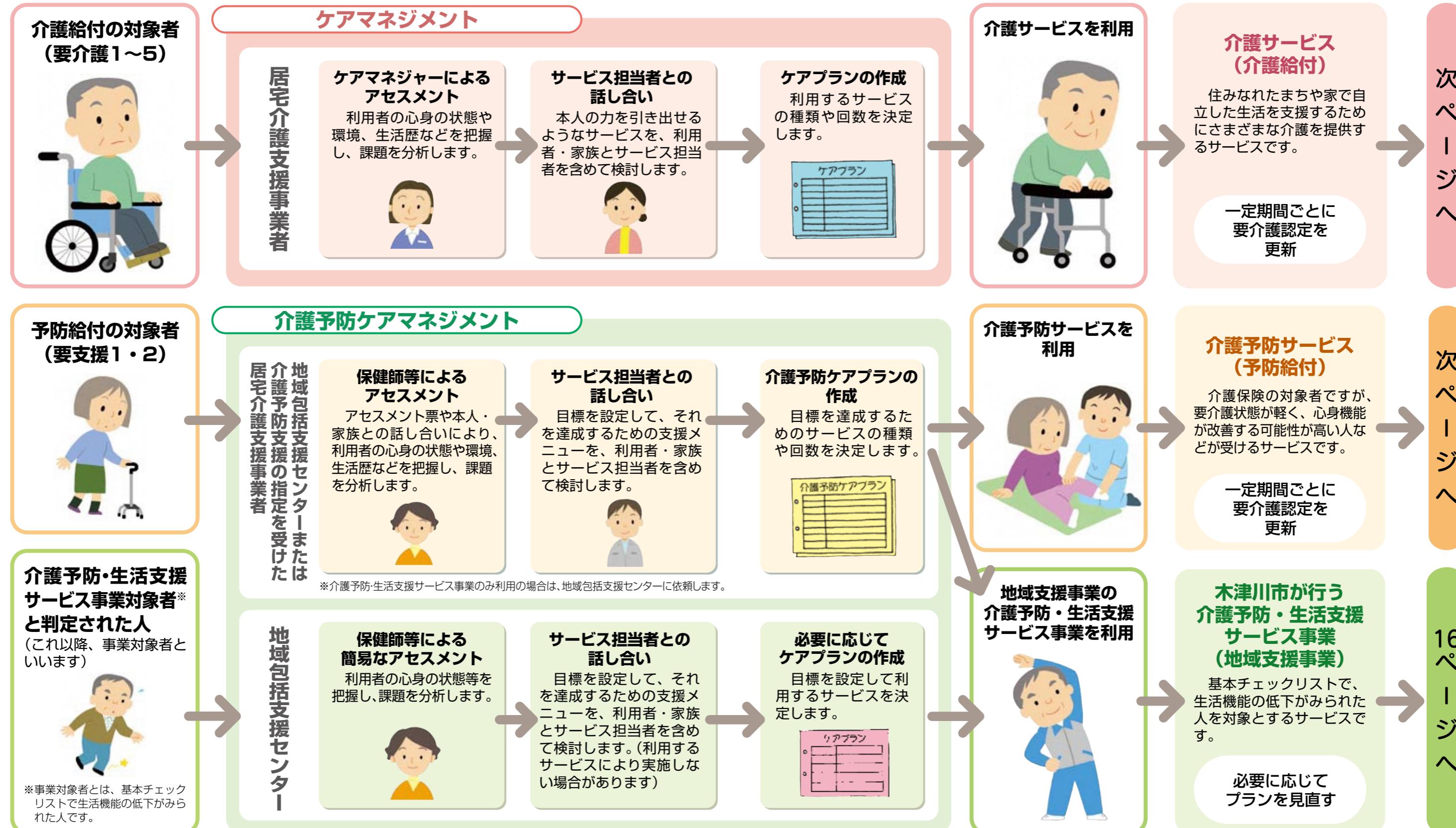


ケアプランを作成して サービスを利用します

個人に合わせたケアプラン・介護予防ケアプランにもとづきサービスを利用します。



令和6年4月から 要支援1・2と認定された人の介護予防ケアプランの作成、介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業者にも依頼できるようになりました。



利用できるサービス

サービスを利用したときの利用者の負担は、記載しているサービス費用のめやすの1割、2割、または3割です。

★掲載している金額のほかに、サービス内容や地域による加算などがあります。

★サービスによっては、別に食費、滞在費、日常生活費がかかる場合があります。

★サービスによっては、共生型サービスの指定を受けた障害福祉サービス事業所でも介護保険のサービスを利用できます。

令和6年4月から

介護報酬が改定されたため、サービス費用のめやすが変わりました。
ただし、介護予防サービスを含む訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、
居宅療養管理指導については、6月に介護報酬が改定されます。



在宅サービス

在宅で生活しながら利用できるサービスです。

●訪問を受けて利用するサービス

要介護1～5の人	要支援1・2の人
訪問介護(ホームヘルプ) ホームヘルパーなどに居宅を訪問してもらい、食事・入浴・排せつなどの身体介護や調理・洗濯などの生活援助を受けられます。通院などを目的とした乗降介助も利用できます。 ◆サービス費用のめやす 身体介護中心(20分以上30分未満の場合)▶2,440円 生活援助中心(20分以上45分未満の場合)▶1,790円 ※早朝、夜間、深夜などは加算あり。	訪問型サービス 木津川市が行う介護予防・生活支援サービス事業の「訪問型サービス」を受けられます。 詳しくはP16をご覧ください。 
訪問入浴介護 介護職員と看護職員に移動入浴車で訪問してもらい、浴槽の提供を受けて入浴介護が受けられます。 ◆サービス費用のめやす 要介護1～5▶1回につき12,660円	介護予防訪問入浴介護 疾病などの特別な理由がある場合に、介護職員と看護職員に移動入浴車で訪問してもらい、浴槽の提供を受けて入浴介護が受けられます。 ◆サービス費用のめやす 要支援1・2▶1回につき8,560円
訪問リハビリテーション 医師の指示により、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士に訪問してもらい、居宅での生活行為向上させるためのリハビリテーションを受けられます。 ◆サービス費用のめやす()内は令和6年5月までの金額です。 要介護1～5▶1回・20分以上につき3,080円(3,070円)	介護予防訪問リハビリテーション 医師の指示により、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士に訪問してもらい、居宅での生活行為向上させるためのリハビリテーションを受けられます。 ◆サービス費用のめやす()内は令和6年5月までの金額です。 要支援1・2▶1回・20分以上につき2,980円(3,070円)

要介護1～5の人

訪問看護

疾患などを抱えている人が、医師の指示により、看護師などに居宅を訪問してもらい、療養上の世話や診療の補助を受けられます。



◆サービス費用のめやす

30分未満の場合 ()内は令和6年5月までの金額です。

訪問看護ステーションからの場合▶4,710円(4,700円)
病院または診療所からの場合▶3,990円(3,980円)

要支援1・2の人

介護予防訪問看護

疾患などを抱えている人が、医師の指示により、看護師などに居宅を訪問してもらい、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助を受けられます。

◆サービス費用のめやす

30分未満の場合 ()内は令和6年5月までの金額です。

訪問看護ステーションからの場合▶4,510円(4,500円)
病院または診療所からの場合▶3,820円(3,810円)

居宅療養管理指導

通院が困難な人が医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などに居宅を訪問してもらい、療養上の管理や指導が受けられます。

◆サービス費用のめやす

単一建物居住者1人に対して行う場合 ()内は令和6年5月までの金額です。

医師が行う場合・1か月に2回まで▶5,150円(5,140円)

介護予防居宅療養管理指導

通院が困難な人が医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などに居宅を訪問してもらい、介護予防を目的とした療養上の管理や指導を受けられます。

◆サービス費用のめやす

単一建物居住者1人に対して行う場合 ()内は令和6年5月までの金額です。

●施設に通って利用するサービス

要介護1～5の人

通所介護(デイサービス)

通所介護施設で、食事・入浴などの日常生活上の支援や、機能訓練などの支援を日帰りで受けられます。



◆サービス費用のめやす

通常規模の事業所・7時間以上8時間未満の場合 ※送迎を含む。

要介護1～5▶6,580円～11,480円

要支援1・2の人

通所型サービス

木津川市が行う介護予防・生活支援サービス事業の「通所型サービス」を受けられます。
詳しくはP16をご覧ください。



通所リハビリテーション(デイケア)

介護老人保健施設や医療施設などで、食事・入浴などの日常生活上の支援やリハビリテーションを日帰りで受けられます。

◆サービス費用のめやす

通常規模の事業所・7時間以上8時間未満の場合 ※送迎を含む。

()内は令和6年5月までの金額です。

要介護1～5▶7,620円～13,790円 (7,570円～13,690円)

介護予防通所リハビリテーション(デイケア)

介護老人保健施設や医療施設などで、食事・入浴などの日常生活上の支援やリハビリテーション、目標に合わせた選択的サービスを受けられます。

◆サービス費用のめやす(月単位の定額)

共通的サービス(1か月につき) ※送迎、入浴を含む。

()内は令和6年5月までの金額です。

要支援1・2▶22,680円・42,280円 (20,530円・39,990円)

●短期間入所して利用するサービス（ショートステイ）

要介護1～5の人	要支援1・2の人
短期入所生活介護 介護老人福祉施設などに短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。  ◇サービス費用のめやす(1日) 併設型・多床室の場合 要介護1～5▶6,030円～8,840円	介護予防短期入所生活介護 介護老人福祉施設などに短期間入所して、介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。 ◇サービス費用のめやす(1日) 併設型・多床室の場合 要支援1・2▶4,510円・5,610円
短期入所療養介護 介護老人保健施設や医療施設などに短期間入所して、看護や医学的管理下での介護、日常生活上の世話や機能訓練などが受けられます。 ◇サービス費用のめやす(1日) 多床室の場合 要介護1～5▶8,300円～10,520円	介護予防短期入所療養介護 介護老人保健施設や医療施設などに短期間入所して、看護や医学的管理下での支援、介護予防を目的とした日常生活上の世話や機能訓練などが受けられます。 ◇サービス費用のめやす(1日) 多床室の場合 要支援1・2▶6,130円・7,740円

●有料老人ホームなどで介護や支援を受けるサービス

要介護1～5の人	要支援1・2の人
特定施設入居者生活介護 特定施設（指定を受けた有料老人ホームなど）に入居している人が、日常生活上の支援や介護を受けられます。 ◇サービス費用のめやす(1日) 要介護1～5▶5,420円～8,130円	介護予防特定施設入居者生活介護 特定施設（指定を受けた有料老人ホームなど）に入居している人が、介護予防を目的とした日常生活上の支援や介護を受けられます。 ◇サービス費用のめやす(1日) 要支援1・2▶1,830円・3,130円

- 福祉用具貸与**…………P12へ
- 特定福祉用具購入**………P12へ

●**住宅改修費支給**…………P13へ

施設サービス

*要介護1～5の人が利用できます。
(要支援1・2の人は利用できません)

施設に入所して利用するサービスです。

施設サービスでは別途、居住費・食費・日常生活費がかかります。詳しくはP15参照。

●常時介護が必要な人が利用する施設

要介護1～5の人（新規入所は原則として要介護3以上の人のが対象です）

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

寝たきりや認知症などで日常生活において常時介護が必要で、自宅では介護や生活が困難な人が入所する施設です。食事・入浴・排せつなどの介護や、機能訓練、療養上の世話などが受けられます。

◆サービス費用のめやす(1日)
多床室の場合

要介護1～5▶5,890円～8,710円

●在宅復帰を目指す施設

要介護1～5の人

介護老人保健施設（老人保健施設）

医療施設などに設置されていて、在宅復帰を目指す施設です。状態が安定している人が医師による医学的管理のもとで、医療上のケアやリハビリテーション、食事、入浴など日常生活上の世話などが受けられます。

◆サービス費用のめやす(1日)
多床室の場合

要介護1～5▶7,930円～10,120円

●長期療養と介護を一体的に受けられる施設

要介護1～5の人

介護医療院

長期療養のための医療と日常生活上の介護を一体的に提供する施設です。

◆サービス費用のめやす(1日)
多床室の場合

要介護1～5▶8,330円～13,750円

地域密着型サービス

住み慣れた地域での生活を続けるためのサービスです。
原則、住んでいる市区町村のサービスのみ利用できます。

●市区町村によって行われるサービスが異なる場合があります。

要介護1～5の人	要支援1・2の人
認知症対応型通所介護 認知症の人が、食事や入浴などの日常生活上の世話や機能訓練、専門的なケアなどのサービスを日帰りで受けられます。	介護予防認知症対応型通所介護 要支援1・2の人は利用できません
地域密着型通所介護 小規模（定員18人以下）な通所介護施設で、日常生活上の世話や機能訓練などを受けられます。	
小規模多機能型居宅介護 通いを中心に、利用者の選択に応じて訪問や泊まりのサービスを組み合わせ、多機能なサービスを受けられます。	介護予防小規模多機能型居宅介護 認知症の人が、共同生活をする住居で、日常生活上の世話や機能訓練などのサービスを受けられます。
認知症対応型共同生活介護（グループホーム） 認知症の人が、共同生活をする住居で、日常生活上の世話や機能訓練などのサービスを受けられます。	介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム） ※要支援1の人は利用できません

★サービスによっては別途、食費、居住費等、日常生活費がかかる場合があります。

福祉用具貸与・購入、住宅改修

※【 】内は介護予防サービスの名称です。

福祉用具をレンタルする

福祉用具貸与(要介護1～5)[介護予防福祉用具貸与(要支援1・2)]

日常生活の自立を助けるための福祉用具(下記の品目)をレンタルするサービスです。

- ①車いす★
- ②車いす付属品(電動補助装置など)★
- ③特殊寝台★
- ④特殊寝台付属品(サイドレールなど)★
- ⑤床ずれ防止用具★
- ⑥体位変換器★
- ⑦手すり(工事をともなわないもの)
- ⑧スロープ(工事をともなわないもの)
- ★印の福祉用具は、原則として要支援1・2、要介護1の人は利用できません。
- ◆印の福祉用具は、原則として要支援1・2、要介護1～3の人は利用できません。



令和6年4月から 次の福祉用具は、ケアマネジャーや福祉用具専門相談員の提案を受け、利用者の意思決定で購入することができます。
 ●固定用スロープ ●歩行器(歩行車を除く) ●単点杖(松葉杖を除く)と多点杖

自己負担について ※レンタル費用の1割、2割、または3割です。
支給限度額が適用されます。

福祉用具を購入する

特定福祉用具購入(要介護1～5)[特定介護予防福祉用具購入(要支援1・2)]

下記の福祉用具を、都道府県の指定を受けた事業者から購入したとき、購入費(費用の9割、8割、または7割)が給付されます。

- ①腰掛便座
- ②自動排泄処理装置の交換可能部品
- ③排泄予測支援機器
- ④入浴補助用具
- ⑤簡易浴槽
- ⑥移動用リフトのつり具の部分



令和6年4月から 福祉用具貸与の対象用具のうち次の福祉用具は購入することができます。

- ⑦固定用スロープ
- ⑧歩行器(歩行車を除く)
- ⑨単点杖(松葉杖を除く)と多点杖

自己負担について

※同年度(4月1日～翌年3月31日)で10万円を上限に、自己負担分を除いた費用の9割、8割、または7割が給付されます。

※都道府県の指定を受けていない事業者から購入した場合は給付されませんので、ご注意ください。

※事前の申請がなく購入された場合は給付できません。

小規模な住宅改修

住宅改修費支給(要介護1～5)[介護予防住宅改修費支給(要支援1・2)]

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をしたとき、20万円を上限に改修費(費用の9割、8割、または7割)が給付されます。自己負担は1割、2割、または3割です。

必ず事前の
申請が必要です

- 引き戸などへの扉の取り替えやドアノブの取り替えなど
- 和式便器を洋式便器に取り替え
- 段差の解消
- 手すりの取り付け
- 滑りにくい床材・移動しやすい床材に変更

自己負担について

●自己負担例(利用者負担1割の場合) 15万円の改修をした場合。
自己負担額(1割): 1万5千円、保険給付(9割): 13万5千円
※引っ越しした場合や、「介護度」が3段階以上上がったときには、再度の給付を受けられます。
※住宅改修を行う前には必ず**事前申請が必要です**。事前の申請なく工事された場合は給付できません。

手続きの流れ

ケアマネジャーなどに相談

施工事業者の選択・見積もり依頼

市へ事前に申請 (承認通知書発送)

工事の実施・完了

市へ領収書などを提出 支払い許可

住宅改修費の支給

事前の申請に必要な書類

- 住宅改修承認願
- 工事費見積書・内訳書
介護保険の対象となる工事の種類を明記し、各費用などが適切に区分してあるもの
- 住宅改修が必要な理由書
担当のケアマネジャー地域包括支援センターなどに依頼し作成します。
- 改修前の日付入りの写真及び平面図
完成予定の状態がわかるもの
- 承諾書(申請者と住宅所有者が異なる場合)

工事後に提出する書類

- 住宅改修費請求書
- 住宅改修に要した費用の領収書
- 改修後の日付入りの写真
完成後の状態がわかるもの

利用者負担について

サービスを利用したら、かかった費用のうち利用者負担分（1割、2割、または3割）を事業者に支払います。

1割負担の人
右記以外の人 (第2号被保険者、市町村民税非課税の人、生活保護受給者は、右記にかかわらず1割負担)

2割負担の人
本人の合計所得金額が160万円以上で、同一世帯の65歳以上の人の「課税年金収入額+その他の合計所得金額」が単身の場合280万円以上、2人以上世帯の場合346万円以上の人

3割負担の人
本人の合計所得金額が220万円以上で、同一世帯の65歳以上の人の「課税年金収入額+その他の合計所得金額」が単身の場合340万円以上、2人以上世帯の場合463万円以上の人

利用できる額には上限があります

介護保険では、要支援・要介護状態区分に応じて上限（支給限度額）が決められています。上限を超えてサービスを利用した場合には、超えた分は全額利用者の負担となります。

※右記の支給限度額は標準地域のもので、地域差は勘案していません。

介護保険サービスの支給限度額（1ヵ月）

要介護度	利用限度額	自己負担(1割)	自己負担(2割)	自己負担(3割)
要支援1	50,320円	5,032円	10,064円	15,096円
要支援2	105,310円	10,531円	21,062円	31,593円
要介護1	167,650円	16,765円	33,530円	50,295円
要介護2	197,050円	19,705円	39,410円	59,115円
要介護3	270,480円	27,048円	54,096円	81,144円
要介護4	309,380円	30,938円	61,876円	97,814円
要介護5	362,170円	36,217円	72,434円	108,651円

負担額が高額になったとき（高額介護サービス費）

同じ月に利用したサービスの、利用者負担の合計額（同じ世帯に複数の利用者がいる場合は世帯合計額）が利用者負担の上限を超えた場合、申請により超えた分が「高額介護サービス費」としてあとから支給されます。対象の人は、利用月の約3か月後に木津川市から通知をお送りします。

→施設サービスでの居住費、食事代の負担額および日常生活費は、高額介護サービス費の支給の対象とはなりません。

利用者負担の上限

利用者負担段階区分		上限額（月額）
市町村民税課税世帯で、世帯内に右記所得の第1号被保険者がいる人	●課税所得690万円以上	世帯 140,100円
	●課税所得380万円以上690万円未満	世帯 93,000円
	●課税所得380万円未満	世帯 44,400円
●市町村民税課税世帯のうち、上記以外		世帯 44,400円
●市町村民税世帯非課税等		世帯 24,600円
●利用者負担を24,600円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合		個人 15,000円
●課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万円以下の人		個人 15,000円
●老齢福祉年金の受給者		個人 15,000円
●生活保護の受給者		個人 15,000円
●利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合		世帯 15,000円

介護保険と医療保険の利用者負担が高額になった場合は

介護保険と医療保険の両方の利用者負担を年間で合算し高額になった場合は、下の限度額を超えた分が支給される高額医療・高額介護合算制度があります。

高額医療・高額介護合算制度の自己負担限度額<年額／8月～翌年7月>

所得 (基礎控除後の総所得金額等)	70歳未満の人
901万円超	212万円
600万円超901万円以下	141万円
210万円超600万円以下	67万円
210万円以下	60万円
市町村民税非課税世帯	34万円

所得区分	70～74歳の人の	後期高齢者医療制度で医療を受ける人
課税所得690万円以上	212万円	212万円
課税所得380万円以上	141万円	141万円
課税所得145万円以上	67万円	67万円
一般	56万円	56万円
低所得者Ⅱ	31万円	31万円
低所得者Ⅰ*	19万円	19万円

※低所得者Ⅰ区分の世帯で介護（介護予防）サービスの利用者が複数いる場合、医療保険からの支給は上記表通りの算定基準額で計算され、介護保険からの支給は別途設定された算定基準額の、世帯で31万円で計算されます。

施設サービスの費用のめやす

介護保険施設に入所した場合は、サービス費用の1割、2割、または3割、居住費、食費、日常生活費のそれぞれ全額が利用者負担になります。

低所得の人には負担限度額が設けられています

低所得の人の施設利用が困難とならないように、一定額以上は保険給付されます。低所得の人は所得に応じた負担限度額まで自己負担し、残りの基準費用額との差額分は介護保険から給付されます。（特定入所者介護サービス費）

※施設が定める居住費および食費が基準額を下回る場合は、施設の定める額と自己負担限度額の差額が給付されます。
次のいずれかに該当する場合は、特定入所者介護サービス費等を受けられません。

- ①市町村民税非課税世帯でも世帯分離している配偶者が市町村民税課税の場合
- ②市町村民税非課税世帯（世帯分離している配偶者も非課税）でも預貯金等が以下の表内「預貯金要件」にあてあまらない場合

基準費用額：施設における居住費・食費の平均的な費用を勘案して定める額（1日当たり）

利用者負担は施設と利用者の間で契約により決められますが水準となる額が定められています。

※介護老人福祉施設または短期入所生活介護を利用した場合は、（ ）内の金額となります。

令和6年8月から 居住費等の金額が ■ の金額に変わります。

居住費等				食 費
ユニット型個室	ユニット型個室の多床室	従来型個室	多床室	
2,006円	1,668円	1,668円（1,171円）	377円（855円）	1,445円
2,066円	1,728円	1,728円（1,231円）	437円（915円）	

●申請方法 「介護保険負担限度額認定申請書」、預貯金通帳の写し等を木津川市高齢介護課に提出してください。
認定された場合は、申請日の月の初日にさかのぼり適用されます。

負担限度額（1日当たり） 令和6年8月から 居住費等の金額が ■ の金額に変わります。

利用者負担段階	預貯金要件	居住費等の負担限度額				食費の負担限度額		
		ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型 個室	多床室	施設 サービス	短期入所 サービス	
第1段階	本人および世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者	単身 1,000万円以下 夫婦 2,000万円以下	820円 880円	490円（320円） 550円（380円）	490円（320円） 550円（380円）	0円	300円	300円
第2段階	本人および世帯全員が市町村民税非課税で、課税年金収入額+非課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万円以下の人	単身 650万円以下 夫婦 1,650万円以下	820円 880円	490円（420円） 550円（480円）	490円（420円） 550円（480円）	370円 430円	390円	600円
第3段階①	本人および世帯全員が市町村民税非課税で、課税年金収入額+非課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万円超120万円以下の人	単身 550万円以下 夫婦 1,550万円以下	1,310円 1,370円	1,310円（820円） 1,370円（880円）	1,310円（820円） 1,370円（880円）	370円 430円	650円	1,000円
第3段階②	本人および世帯全員が市町村民税非課税で、課税年金収入額+非課税年金収入額+その他の合計所得金額が120万円超の人	単身 500万円以下 夫婦 1,500万円以下	1,310円 1,370円	1,310円（820円） 1,370円（880円）	1,310円（820円） 1,370円（880円）	370円 430円	1,360円	1,300円

※介護老人福祉施設または短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は、（ ）内の金額となります。

利用料の軽減について

社会福祉法人等が運営する介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等の利用者負担の軽減

利用者負担の軽減を申し出た社会福祉法人等に限り、利用者負担の一部が軽減される制度です。下記の要件に該当する人が軽減を受けることができます。軽減を受けるには、木津川市高齢介護課に申請が必要です。

軽減の対象者は、市町村民税非課税世帯であって、次の要件を全て満たす人のうち、その者の収入や世帯の状況、利用者負担等を総合的に勘案し、生計が困難として木津川市が認定した人です。

- ①年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。
- ②預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。
- ③日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。
- ④利用者負担額を負担する能力のある親族等に扶養されていないこと。
- ⑤介護保険料を滞納していないこと。

介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業は、65歳以上のすべての人を対象とした、市町村が行う介護予防のための事業です。

要支援1・2と認定された人や、介護予防・生活支援サービス事業対象者が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」と、65歳以上のすべての人が利用できる「一般介護予防事業」があります。



介護予防・生活支援サービス事業

- 利用対象者
 - 要支援者（要支援と認定された人）
 - 事業対象者（65歳以上の人）※基本チェックリスト該当者

サービスの内容 「介護予防訪問介護相当サービス」と「介護予防通所介護相当サービス」は総合事業開始以前に介護予防給付で提供していたサービスと同じ内容のサービスです。

	サービス種別	サービス内容
訪問型サービス	介護予防訪問介護相当サービス	訪問介護員（ヘルパー）による身体介護または生活援助
	訪問型サービスA（基準緩和）	訪問介護員（ヘルパー）による生活援助 介護予防訪問介護相当サービス対象者以外で生活支援が必要なケース（一部での対象者と共にする行為を含む支援を実施） 
	訪問型サービスC（短期集中）	保健・医療の専門職による居宅での相談指導など（閉じこもりに対する支援が必要なケース） 
	介護予防通所介護相当サービス	通所によるデイサービス 生活機能の向上のための機能訓練
	通所型サービスA（基準緩和）	運動機能訓練、レクリエーションなど 6か月24回を1クールとする (週1回、1回あたり利用時間2~3時間利用、送迎あり) 

※いずれのサービスも、現在の予防給付の範囲内のサービス提供になります。

※予防給付と同様に、総合事業でも利用限度額を定めます。利用限度額を超えた分は、全額が利用者の自己負担となります。



一般介護予防事業

- 利用対象者 ●すべての65歳以上（第1号被保険者の人）

※事業の内容により利用対象者の条件が定められているなど、個別状況等により利用できない場合があります。

事業名	事業の内容	対象者
介護予防普及啓発	公民館や集会所などで介護予防に関する健康教室や認知症等に関する講話を実施します。	65歳以上の方 (市内在住の第1号被保険者)
地域介護予防活動支援事業 (介護予防サポーター養成講座)	介護予防体操の指導方法を学び、地域に出向いて体操の指導ができる人材を養成する講座を行うとともに、サポーターによる体操教室の普及に取組みます。	市内在住の第1号被保険者 または第2号被保険者
生きがい対応型デイサービス事業 (元気デイサービス)	高齢者の閉じこもり防止や認知症予防、健康維持のための介護予防（健康体操、口腔機能向上、栄養改善、趣味活動等）	65歳以上の方 (市内在住の第1号被保険者)
一般高齢者運動器機能向上事業 (元気もりもりクラブ)	運動による体力向上や地域交流を図り、地域における自発的な介護予防に資する活動	65歳以上の方 (市内在住の第1号被保険者)
地域リハビリテーション活動支援事業	専門職（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、栄養士、歯科衛生士）の訪問により介護予防・重度化防止に向けた助言を行います。	65歳以上の方 (市内在住の第1号被保険者) 通いの場の代表者

※事業の内容により対象者の条件が定められているなど、個別状況等により利用できない場合があります。

○生きがい対応型デイサービス事業（元気デイサービス）

高齢者が健康で、生きがいのある自立した生活と閉じこもり防止を目的として実施しています。

※プログラム内容によって個別の状況等により利用できない場合があります。

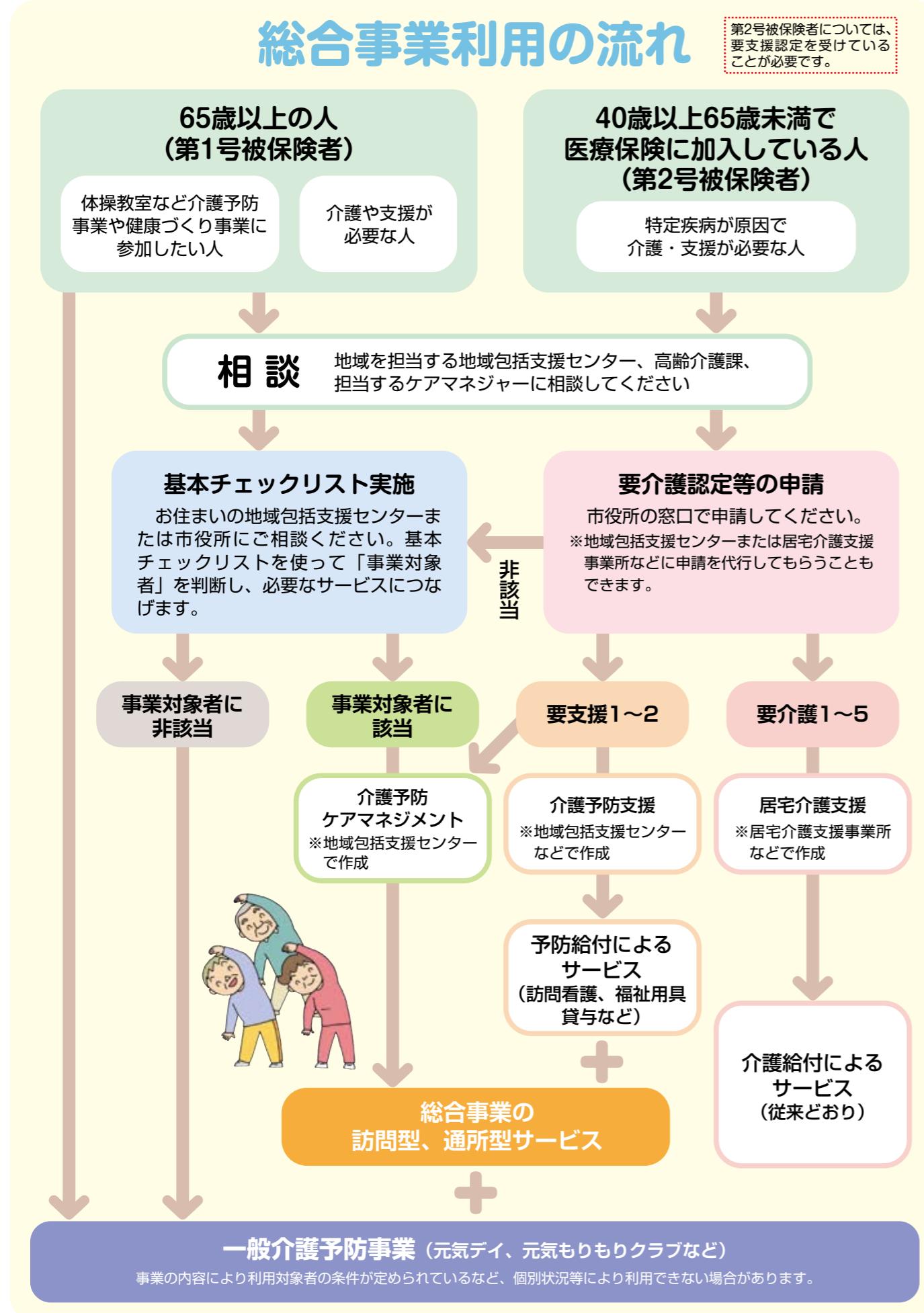
地 域	実施曜日	場 所	時 間	対象者	内 容	回 数	参加費	利用期間	送 迎	申込先
木 津	水	木津川市中央体育館	9時15分～11時15分	65歳以上の人	運動・口腔機能向上 栄養改善・趣味活動等	週1回 2時間程度	200円	制限なし	拠点送迎有	株式会社 アクティブ ☎76-2323
	木	相楽老人福祉センター	9時30分～11時30分							
			13時30分～15時30分							
加 茂	月	株式会社 アクティブ (南加茂台)	月：13時30分～15時30分							
	火		火：14時45分～16時45分							
	金		金：13時30分～15時30分							
山 城	木	山城保健センター1階	9時30分～11時30分							
			13時～15時							

○一般高齢者運動器機能向上事業（元気もりもりクラブ）

高齢者の運動器機能向上と介護予防を目指します。

※プログラム内容によって個別の状況等により利用できない場合があります。

地 域	実施曜日	場 所	時 間	対象者	内 容	回 数	参加費	利用期間	送 迎	申込先
木津東	火	木津老人福祉センター2階	9時30分～11時	65歳以上の人	運動器機能向上プログラム、講話、交流会、レクリエーション及び体力測定	週1回 1時間半程度	250円	6か月 (ただし一定期間経過後再度参加可能。 ※新規優先)	無し	株式会社 ルピナス ☎73-1023
	木	木津川市中央体育館	13時～14時30分							
	水	株式会社 アクティブ (南加茂台)	9時～10時30分							
	火	市役所 山城支所別館	13時～14時30分							

**在宅高齢者等配食サービス事業**

食事の調理が困難な在宅の高齢者等に対して、安否確認を兼ねて週に1度、夕食のお弁当をお届けします。

対象となる人 おおむね65歳以上の在宅の高齢者で、心身の障がい及び傷病等の理由により、調理が困難なひとり暮らしの高齢者又は高齢者のみの世帯
※訪問調査を行い、利用の可否について審査します。



費用 1食あたり300円（原材料費）

実施日 木津 木曜日 加茂 火曜日 山城 水曜日

(月4回の実施。祝日、年末年始は除く。)

緊急通報システム設置事業

在宅のひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の人で慢性疾患等により不安をお持ちの人、または身体に重度の障がいのある人などに、緊急通報装置を貸与し、急病などの緊急時に迅速に連絡するシステムです。

対象となる人 次のいずれかに該当する人で、自宅に電話機が設置され、慢性疾患があるなど日常生活上常に注意を要する状態にある人
 ▶ 65歳以上の高齢者のみで構成される世帯に属する人
 ▶ 身体障害者手帳の1級又は2級を有する人
 ▶ 京都府から療育手帳の総合判定「A」の交付を受けた人
 ▶ FAX登録ができる人は、ファクシミリ機器が設置されている身体障がい者で、聴覚障害2級若しくは3級、音声機能障害3級又は言語機能障害3級の人
※訪問調査を行い、利用の可否について審査します。



費用 ● 工事費用はかかりません。(ただし装置設置の際、配線工事が別途必要な場合は負担していただく場合があります。)
 ● 装置及びペンドントの破損や紛失をされた場合の修理や弁償費用については本人負担となります。

協力員 利用者から通報があった場合、安否確認の訪問をしていただくための協力員（おおむね30分以内の距離）が必要です。

電話回線（留意事項） 装置設置には、NTTの一般電話回線又は光回線が必要です。

高齢者日常生活用具の給付事業

在宅のひとり暮らしの高齢者等に対して、日常生活を安心して送っていただくために電磁調理器などの日常生活用具を給付します。

- 対象となる人** 65歳以上で火気の管理が困難になり、電磁調理器などの配慮が必要になったひとり暮らしの高齢者又は高齢者のみの世帯
※訪問調査を行い、利用の可否について審査します。
- 給付するもの**
 - 電磁調理器（専用鍋含む）……1台
 - 火災警報器……2個まで（台所、寝室以外の場所）
 - 自動消火器……1基
- 費用** 経費に係る1割を負担していただきます。
(生活保護受給世帯は無料)

在宅高齢者等紙おむつ給付事業

自宅でねたきり状態の高齢者を介護している配偶者または3親等以内の親族に対して、市指定の薬局などで利用できる紙おむつ給付券を支給し、家族の身体的、精神的、経済的負担の軽減を図ります。

- 対象となる人** 要介護3・4・5に該当する、市町村民税非課税で、常に紙おむつを必要とするねたきり状態の人を介護している配偶者または3親等以内の親族
(注) グループホーム・ケアハウスに入所の人は利用できますが、特別養護老人ホームなどの介護保険施設等に入所中の人には利用できません。
- おむつの種類** 紙おむつ（はくタイプ、テープ止めタイプ、フラットタイプ、尿とりパッド）
おむつかバー
- 支給額**
 - 市町村民税課税世帯に属する人：1か月につき3,000円
 - 市町村民税非課税世帯に属する人：1か月につき6,000円
 給付券は、申請をした日の属する月の翌月分から支給します。
- 支給の方法** 給付券を交付しますので、市が指定する業者から直接購入、または配達を依頼し、給付券により購入してください。
ただし給付券は500円単位となっていますので、500円未満については、給付券を利用することはできません。



ふとん水洗い乾燥サービス事業

身体上又は精神上の理由により、ふとんの衛生管理が困難な高齢者が使用している寝具を水洗い・乾燥して、清潔で快適な生活を支援します。

- 対象となる人** 65歳以上の在宅の高齢者で、心身の障がい、傷病等により、寝具の衛生管理が困難な人で、要介護3・4・5に該当する人
- 給付するもの**
 - 高齢者が直接使用している寝具（掛布団・敷布団合わせて2枚まで）に限り洗濯、乾燥等を行います。
 - 希望される人は布団を有料で貸し出します。
 - 事業が利用できるのは5月、8月、11月、2月のうち、年2回以内。
※利用希望月の前月末日（必着）までに申請してください。
- 費用** 経費に係る1割を負担していただきます。



介護者交流事業

在宅の要介護高齢者の介護者を対象に、介護者間の交流を目的として事業を行います。

- 対象となる人** 介護の必要な人を自宅で介護している家族の人
- 事業の内容** レクリエーション・講習会など
- 費用** 一部自己負担が必要となります。



生活管理指導短期宿泊事業

生活支援及び介護予防のために、在宅の高齢者が、養護老人ホーム等に短期的に宿泊し、日常生活に対する指導や助言を行います。

- 対象となる人** 要介護認定において非該当と判断された人又は非該当と判断できる人
ただし、次のいずれかに該当する人は利用できません。
 - ▶ 感染性疾患を有し、他の入所者に感染させるおそれのある人
 - ▶ 精神上の障がい等のため、他の入所者に対し著しい迷惑を及ぼすおそれのある人
 - ▶ 疾病等により、医療機関へ入院して医療を受ける必要がある人
- 利用できる条件** 同居の家族が、疾病、出産、冠婚葬祭、事故、災害、出張、看護、及び公的行事への参加等により不在となる場合
- 利用できる期間** 年度中7日間以内
- 費用** 負担金として施設利用料の1割を利用施設に直接支払っていただきます。



家族介護者慰労金支給

介護保険サービスを利用せずに要介護者を介護している介護者に対して慰労金を支給します。

- 対象となる人** 次のいずれの要件も満たす人
 - ▶ 木津川市の被保険者で、市に1年以上住所を有する在宅者（要介護4又は5）を1年以上介護している人
 - ▶ 要介護者及び介護者の世帯が市町村民税非課税であること
 - ▶ 要介護者が申請日前1年内に、介護サービスを受けていないこと（入院の期間は通算しません。また7日以内のショートステイの利用は可）
- 支給金額** 年額10万円



認知症は脳の病気です

認知症とは、さまざまな原因で脳の働きが悪くなつて記憶力や判断力が低下し、日常生活にまで支障が出るような状態で、通常の老化による衰えとは違います。たとえば、朝ごはんに何を食べたか思い出せないといった体験の一部を忘れるのは、老化による年相応のもの忘れといえますが、朝ごはんを食べたこと自体を忘れてしまう場合は、認知症が疑われます。

2種類のもの忘れの違いと特徴



日常生活に支障が出る

図：認知症介護研究・研修東京センター資料より

家族がつくった「認知症」早期発見の目安（初期症状）

もの忘れがひどい

- 今切ったばかりなのに、電話の相手の名前を忘れる
- 同じことを何度も言う・問う・する
- しまい忘れ置き忘れが増え、いつも探し物をしている
- 財布・通帳・衣類などを盗まれたと人を疑う

判断・理解力が衰える

- 料理・片付け・計算・運転などのミスが多くなった
- 新しいことが覚えられない
- 話のつじつまが合わない
- テレビ番組の内容が理解できなくなった

時間・場所がわからない

- 約束の日時や場所を間違えるようになった
- 慣れた道でも迷うことがある

人柄が変わる

- 些細なことで怒りっぽくなつた
- 周りへの気づかいがなくなり頑固になった
- 自分の失敗を人のせいにする
- 「このごろ様子がおかしい」と周囲から言われた

不安感が強い

- ひとりになると怖がったり寂しがったりする
- 外出時、持ち物を何度も確かめる
- 「頭が変になった」と本人が訴える

意欲がなくなる

- 下着を替えず、身だしなみを構わなくなった
- 趣味や好きなテレビ番組に興味を示さなくなった
- ふさぎ込んで何をするのも億劫がりいやがる

日常の暮らしの中で、認知症の始まりではないかと思われる言動を、「家族の会」の会員の経験からまとめたものです。医学的な診断基準ではありませんが、暮らしの中での目安として参考にしてください。

いくつか思い当たることがあれば、念のため専門家や認知症の情報を持っている機関に相談してみることがよいでしょう。

出典元：公益社団法人認知症の人と家族の会

認知症対応型カフェ事業

認知症の人や認知症の不安のある人及びその家族が交流できる場です。一緒にほっこりした時間を過ごしましょう。

カフェの名称	場所	回数	時間	申込・問い合わせ先／電話番号
ひとりきりカフェ	ギャラリーカフェ 人と木	年10回(1月・8月休み)	13:30~15:30	あすてるケアプランセンター／72-7500
くにカフェ	南加茂台公民館	月1回	13:00~15:00	アクティブ／76-0666
ぬくもりのつどい	山城保健センター 西木津ぬくもりの里 加茂ぬくもりの里	月1回 (左記いずれかの場所)	13:15~15:15(山城) 13:30~15:00(西木津) 13:30~15:00(加茂)	山城ぬくもりの里／86-5460

※他にも事業所独自開催のカフェ事業があります。詳しくは高齢介護課へ問合せください（☎75-1213）。

※どこの地域でもご参加できます。参加費 無料（ただし、飲み物・お菓子代実費）

認知症に関する問い合わせ・相談先

認知症のこと、介護のことで不安に感じたりわからなついたりがあったら、ひとりで悩まずに、できるだけ早く専門家や認知症の情報を持っている機関などへ相談しましょう。
(令和6年4月現在)

■ 認知症の相談・治療ができる医院

医療機関	電話番号(市外局番0774)	住所
① あさの内科クリニック	73-5888	木津川台7丁目1番地3
② 飯田医院	72-0055	木津町瓦谷56番地
③ いさじ医院	75-2153	木津西小林10番地1
④ 河村医院	72-0130	相楽台2丁目2番地15
⑤ 小出医院	72-9090	兜台7丁目5番地9
⑥ つじのうえクリニック	73-9293	州見台7丁目1番地14
⑦ とうじ診療所	73-3895	相楽大徳55番地4
⑧ 錦見医院	72-5860	相楽台9丁目3番地7
⑨ 橋本医院	73-0440	木津清水89番地
⑩ 藤川医院	72-5811	相楽川の尻81番地1
⑪ 松尾クリニック	75-2259	州見台5丁目21番地4
⑫ 松森内科医院	73-0669	木津川原田27番地3
⑬ 山下医院	72-7650	相楽高下46番地
⑭ 若菜医院	86-2064	山城町椿井舟戸27番地1
⑮ 小川医院	76-7100	南加茂台9丁目17番地2
⑯ 山口医院	76-0505	加茂町里南古田134番地
⑰ 吉村医院	76-8424	加茂町駅東2丁目6番地12
⑱ 岡田医院	86-3036	山城町綺田神ノ木86番地
⑲ 小沢医院	86-0630	山城町平尾南払戸112番地
⑳ 柳沢診療所	86-2051	山城町上狹東作道5番地1
㉑ くろだクリニック	73-0255	城山台7丁目43番地3
㉒ たけもとクリニック	75-1122	梅美台1丁目1番地1 フォレストモール木津川
㉓ あご診療所	66-1781	吐師宮ノ前6番地学研どりー101号室

■ 認知症の相談ができる歯科医院

医療機関	電話番号(市外局番0774)	住所
① 内藤歯科	71-0711	兜台3丁目9番地4
② 井上歯科医院	72-8431	木津上戸61番地1 三和ビル1F
③ 柿木歯科診療所	86-2227	山城町上狹前畠12番地1
④ 笹井歯科医院	72-6556	相楽台8丁目13番地2
⑤ 福田歯科医院	72-3841	相楽城西70番地1
⑥ ふじわら歯科クリニック	75-1848	梅美台4丁目12番地17
⑦ 住岡歯科医院	76-2407	加茂町里東鳥口9番地1
⑧ いなむら歯科	27-6880	兜台3丁目10番地1
⑨ やなぎざわ歯科	73-2046	木津川原田54番地1
⑩ さがなかの歯医者さん やまと	75-1866	相楽台9丁目6番地8

■ 認知症の相談・治療ができる専門医院

医療機関	電話番号(市外局番0774)	住所
① はただ診療所	73-8880	市坂六本木76番地
② 林こころのクリニック	75-2777	木津駅前1丁目23番地 フロント木津2階

●予約制になっている場合が多いので事前に電話にて確認の上、受診してください。

■ 認知症の検査・治療を行う専門病院（京都市以南の認知症疾患医療センター^{※1}）

医療機関	電話番号	住所
① 京都府立医科大学附属病院	075-251-5566	京都市上京区河原町通広小路上る梶井町465番地
② 京都府立洛南病院	0774-32-5960	宇治市五ヶ庄広岡谷2番地
③ 一般財団法人療道協会 西山病院	075-955-2211	長岡京市今里5丁目1番地1
④ 医療法人栄仁会 宇治おうばく病院	0774-32-8226	宇治市五ヶ庄三番割32番地1
⑤ 京都山城総合医療センター ^{※2}	0774-72-6363(直)	木津駅前1丁目27番地

※1 認知症疾患医療センターとは

認知症疾患の保健医療水準の向上を図ることを目的とする専門医療機関。保健医療・介護機関等と連携を図りながら、認知症疾患に関する鑑別診断、周辺症状と身体合併症に対する急性期治療、専門医療相談を実施するとともに、地域保健医療・介護関係者への研修等を実施する。

※2 月～金（祝日を除く）9時～16時 ※かかりつけ医がいる場合は、京都山城総合医療センター受診の可否を主治医とご相談ください。

■ 認知症の相談ができる機関

名 称	電 話 番 号	備 考
① 公益社団法人 認知症の人と家族の会 ^{※3}	050-5358-6577	京都市上京区晴明町811-3 岡部ビル2F
② 木津川市地域包括支援センター	3ページに記載	3ページに記載
③ 西木津ぬくもりの里	0774-73-3055	木津南後背30番地5
④ 加茂ぬくもりの里	0774-76-0600	加茂町里字留志40番地
⑤ 涌出ぬくもりの里	0774-86-0565	山城町平尾里屋敷69番地4
⑥ きはだの郷	0774-66-2154	梅美台1丁目2番地2
⑦ 京都府認知症コールセンター	0120-294-677	月～金 (10:00～15:00)
⑧ 京都府若年性認知症コールセンター	0120-134-807	月～金 (10:00～15:00)

※3 「家族の会」認知症の電話相談 0120-294-456 (通話無料) 月～金曜日（祝日を除く）10時～15時

※4 ③④⑤⑥は山城南園域の認知症あんしんサポート相談窓口です。

認知症ケアパス

認知症 ケアパス

認知症の人と地域の中で本来の生活を営むために、認知症の人と家族及び地域・医療・介護の人々が目標を共有し、それを達成するための連携の仕組み

木津川市には認知症の人や介護する家族などを支援する体制があります。認知症の進行にあわせた介護保険サービスや公的サービス、その他の支援を上手に利用しましょう。

	元気な時期	発症した時期 (変化が起き始めた時)	症状が多発する時期 (日常生活に手助け・介護が必要)	身体面の障害が複合する時期 (常に介護が必要)	終末期
本人の状況	●物忘れの自覚がある。 ●言葉が出にくく、「あれ」「それ」を言う。 ●何かヒントがあれば思い出せる。	●同じことを何回も聞く。 ●置き場所を探し回る。 ●約束したことを忘れる。 ●物を盗られたと言う。 ●話をとり繕う。 ●不安、いらいら、あせり、抑うつ。 ●自信喪失。 ●買い物の小銭が支払えない。	●料理がうまくできない。 ●季節に応じた服が選べない。 ●今まで使っていた電気製品、機器が使えない。 ●自分の年齢を若く言う。 ●外出先から家へ戻れない。 ●食べ物をあるだけ食べる。	●箸など道具を使えない、一人で食事ができない。 ●飲食物をうまく飲み込めない。 ●食べ物以外のものを口に入れようとする。 ●一人で着替えができない。 ●尿意や便意を感じにくい。 ●うまく歩けない。	●日中うつらうつらしていることが多い。 ●言葉が減り、声かけの反応が少なくなる。 ●うまく飲み込めない、口から食事がとりにくくなる。
本人の工夫	●家事などを続け、手先や頭を使いましょう。 ●閉じこもりにならないように、趣味をもつことなど日常生活を積極的に活動しましょう。 ●延命処置や医療をどの程度行うかなど、早いうちから家族と相談しておきましょう。	身体管理・体調管理を十分に行いましょう。 大事なことや出来事は書きとめましょう。 できることがたくさんあります。例えば、趣味や時間の見当がつく工夫をしましょう(デジタル時計を見る習慣やホワイトボードに本日の行動を記入しましょう)。	仕事で養ってきた得意なことをしましょう。自信が回復し、心が安定します。	何が入っているカラベルをはっておくのも良いでしょう。	
家族の工夫 や対応	●本人の役割を作りましょう。 例:家事、孫の世話、ペットの世話など ●本人へ声かけをしましょう。 ●本人と会う機会を増やしましょう。	ゆっくり、短い言葉で、一つずつ伝えましょう。 身体管理を十分に行いましょう。自分で訴えること時間の見当がつく工夫をしましょう(季節感のある認知症という病気や、介護について勉強します。 ●近い親族や本人の親しい人には病気のことを伝 ●介護サービスを利用したり、家族の集いの場を家族の会など仲間と話し、負担を軽減します。 ●今後の見通しを立てて、介護や金銭管理などに	とが難しい場合、水分や食事、排せつなどの状況を観察しましょう。落ち着きのない様子が身体状況からきていることもあります。 るカレンダーやデジタル時計を用意したり、挨拶で時間がわかるようにしてみましょう。 理論での説得より、その場の納得を。一緒に行動するなど気持ちを受け止めると、そのうち忘れてしまい、気持ちが変わることもあります。 言葉以外のサインを大切にしましょう。表情やしぐさなどから気持ちを読み取りましょう。背中をさするなどで安心感を与えることもできます。 しよう。 えておきましょう。 利用しましょう。戸惑うような出来事が多い時期、専門家に相談したり同じ悩みをもつ ついて考えておきましょう。		

予防・備え	ボランティア活動・老人クラブ・趣味活動・ふれあいサロン 生きがい対応型デイサービス・一般運動器機能向上事業(P.17) 成年後見制度(任意後見)(P.28)	認知症対応型カフェ(P.22) 福祉サービス利用援助事業(※) 成年後見制度(法定後見)(P.28)	認知症高齢者等SOS	ネットワーク事業(P.26)
相談する	地域包括支援センター(P.3)・木津川市役所高齢介護課	居宅介護支援事業所(P.31) 認知症初期集中支援チーム(P.26) 認知症あんしんサポート相談窓口・認知症コール 介護者交流事業(P.21)	センター・認知症の人と家族の会(P.23)	
住まいを考える	ケアハウス・サービス付高齢者住宅等	グループホーム(要支援2~要介護5)		特別養護老人ホーム(要介護3~5)
医療を受ける	かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局・一般病院	訪問診療・訪問看護・居宅療養管理指導(歯科・専門医院・病院、認知症疾患医療センター)(P.23)	薬剤師等)	
生活や 介護の支援	配食サービス(P.19)・高齢者日常生活用具の給付事業(P.20) 住民参加型たすけ合いサービス(※)・シルバー人材センター事業(☎0774-72-6690)	移動支援 通所介護・認知症対応型通所介護・通所リハビリ	テーション・訪問介護・短期入所サービス・小規模多機能型居宅介護・介護老人保健施設(要介護1~5) 在宅高齢者等紙おむつ給付事業(P.20)・ふとん水洗い乾燥サービス事業(P.20)	
見守る	認知症サポーター 民生委員 社会福祉協議会(見守り隊・京都生協) 介護保険事業所・郵便局			

(※) 木津川市社会福祉協議会 ☎0774-71-9559

認知症について

住み慣れた地域で安心して生活できるよう

木津川市認知症高齢者等SOSネットワーク事業 ～事前登録制度のお知らせ～

「木津川市認知症高齢者等SOSネットワーク事業」認知症等により記憶力・判断力が低下し、道に迷ったり、自分の家がわからなくなる人がいます。この制度は、事前にご本人の情報を提供していただき、万一行方不明になられた場合、関係機関に登録情報を提供し、少しでも早く発見することにつなげるものです。

対象者：木津川市に居住し、認知症等により行方不明になるおそれのある人

1.木津川市役所高齢介護課にて事前登録が必要です

まずは、事前の登録が必要です。行方不明になるおそれのある高齢者等の名前や特徴、写真などの情報を予め登録しておくことで、捜索協力者等へ必要な情報を迅速に提供でき、早期発見・保護に繋がります。

申請者：行方不明になるおそれのある人のご家族等 持参品：本人の顔写真

※登録情報は申請者の了解を得て所管警察署及び担当地域包括支援センターと共有します。また、行方不明時には家族等の同意を得て関係機関に提供します。

※登録情報は、市役所から更新手続き依頼が届きましたら、更新手続きを行ってください。

2.登録者が行方不明になされたら、家族が警察署に連絡し、行方不明届を提出してください

市に捜索協力を依頼される場合、警察から市に捜索協力依頼の連絡があります。→市は事前登録の情報をもとに「行方不明高齢者発見協力依頼書」を作成します。→市から各関係機関へ情報提供します。



木津川市認知症初期集中支援チームのご案内

認知症になっても、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、認知症の人や家族に早期に関わる「木津川市認知症初期集中支援チーム」を設置しています。

●認知症初期集中支援チームとは？

認知症サポート医と専門知識をもつ保健師、社会福祉士、精神保健福祉士、作業療法士などの専門職で構成しています。

●どんなことをするの？

認知症の人（疑いのある人）やその家族を訪問し相談に応じます。病院受診やサービスの利用、家族への支援などの初期支援を集中的に行います。

●対象となる人は？

自宅で生活している認知症の人や認知症が疑われる人で

●認知症の診断を受けていない、または治療を中断している人

●介護保険サービスを利用していない人、または利用を中断している人

●何らかのサービスを利用しているが、どのように対応したらよいか困っている人

SOSネットワークQRシール

木津川市認知症高齢者等SOSネットワーク事業に事前登録した方に対して、市の連絡先を記録したQRシールを交付します。

対象となる人 SOSネットワーク事業に事前登録した人

交付するもの QRシール（5枚）

※再交付申請書により、年度ごとに5枚を限度として再交付可能。

費用 無料



みまもりあいステッカー利用補助

木津川市認知症高齢者等SOSネットワーク事業に事前登録した方等が申し込んだ、みまもりあいステッカーに係る費用について、補助します。

対象となる人 SOSネットワーク事業に事前登録した人（本市に住所を有する方に限る）又はその家族で、みまもりあいステッカーを申し込んだ人

補助金額 入会金及び初回年会費（上限5,600円）

みまもりあいステッカーとは ステッカーを財布やカバン等に身に着けていたとき、行方不明になられた際に発見者がステッカー記載のフリーダイヤルに電話して記載ID番号を入力すると、個人情報を公開することなく、事前登録された家族の電話番号に直接連絡することができるもの



位置探索サービス利用補助

木津川市認知症高齢者等SOSネットワーク事業に事前登録した方等が申し込んだ、位置探索サービスに係る費用について、補助します。

対象となる人 SOSネットワーク事業に事前登録した人（本市に住所を有する方に限る）又はその家族で、位置探索サービスを申し込んだ人

補助金額 位置探索サービスのレンタルや購入に係る費用（上限10,000円）

※携帯電話によるサービス、福祉用具貸与の場合は対象外



QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

成年後見制度

成年後見制度は、判断能力が十分ではない人（認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者など）を保護し、財産管理や福祉サービスの契約等法律行為を自分で行うことが困難である人々を支援する制度です。

◆成年後見制度には次のような種類があります。

区分	本人の判断能力
補助	判断能力が不十分な方
保佐	判断能力が著しく不十分な方
後見	判断能力が欠けているのが通常の状態の方
任意後見	本人の判断能力が不十分になった時に、本人があらかじめ結んでおいた任意後見契約に従って、任意後見人が本人を援助する制度です。家庭裁判所が任意後見監督人を選任した時から、その契約の効力が生じます。（手続きは、公証役場で行います。）

申立先 原則として、本人が住んでいるところの家庭裁判所

京都家庭裁判所

京都府京都市左京区下鴨宮河町1 ☎075-722-7211（代表）

申請者 本人もしくは本人の家族（配偶者および4親等以内の親族）

ただし、上記親族がない人で、福祉の向上を図るために必要と認められる場合に市長が家庭裁判所に、後見開始等の審判申立を行うことができるときとされています。

成年後見制度についてのご相談は

成年後見支援センター

社会福祉課

☎0774-75-1211

くらしサポート課

☎0774-79-0307

高齢介護課

☎0774-75-1213

こんなときは？



悪質な訪問販売の被害にあってしまいました。
仕返しがこわいので誰かに相談することもできず、
泣き寝入りをしています。



悪質な訪問販売や住宅リフォーム、消費者金融などの被害が増えています。
まずは地域包括支援センターに相談してください。状況をよくうかがった上で警察や消費生活センターなどの関係機関と連携して対応します。

消費者被害についてのご相談は

高齢介護課 高齢者福祉係 ☎0774-75-1213

高齢者の虐待を防ぎましょう

「高齢者虐待の防止・高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」では高齢者（65歳以上の人）の虐待とは、家族など養護者による虐待または養介護施設従事者などによる虐待と定義しています。

虐待問題のむずかしいところは、養護者（介護者）が介護により心身共に疲労し、追いつめられていることが少なくないことです。虐待をしていることに気づいても、さまざまな理由で自分では歯止めがきかなくなっていることもあります。

高齢者の虐待を防ぐためには、介護の負担を軽減する策をとること、また問題が生じているときは第三者が介入するなどして、虐待の悪循環を止めることが大切です。

こんなことが虐待になります

「高齢者虐待防止法」では、高齢者への虐待として「身体的虐待」「介護・世話の放棄・放任」「心理的虐待」「性的虐待」「経済的虐待」の5つを挙げています。

身体的虐待

- たたく、つねる、殴る、蹴る、やけどを負わせるなど
- ベッドにしばりつけたり、意図的にクスリを過剰に与えるなど

介護・世話の放棄・放任

- 空腹、脱水、栄養失調の状態のままにするなど
- おむつなどを放置する、劣悪な状態や住環境の中に放置するなど

心理的虐待

- 排せつなどの失敗に対して高齢者に恥をかかせるなど
- 子ども扱いする、怒鳴る、ののしる、悪口を言う、無視するなど



虐待は無意識に行われることも！

高齢者虐待に関する調査では、介護や世話をしている半数以上の方が虐待の自覚がないという結果が出ています。気づかず不適切な対応になりやすい事例について、次のリストでチェックしてみましょう。

- 言うことを聞かないで、無視したり、逆にののしまつ。
- 良いことと悪いことをわかつてもらうために、たたくなどしてしつけをしている。
- 認知症により徘徊するので、部屋に閉じこめている。
- 認知症や寝たきりで外聞が悪いので、外出させなかつたり、訪ねてくる人がいても会わせないようにしている。
- 年金手帳、預金通帳などを管理し、本人に無断で使っている。
- 人前でおむつを替えたり、しばらく裸のままにしておくことがある。

虐待についてのご相談は

高齢介護課 高齢者福祉係 ☎0774-75-1213

保険料の決め方と納め方

65歳以上の方（第1号被保険者）の保険料

決め方

基準額をもとに、所得段階別の保険料が決められます。

段階	対象者	保険料率	保険料額(年額)
第1段階	●生活保護を受給している方 ●世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方 または前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	基準額×0.285	19,900円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、 前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超えて120万円以下の方	基準額×0.485	33,800円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、 前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える方	基準額×0.685	47,700円
第4段階	本人が市町村民税非課税（世帯に課税者がいる）で、 前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	基準額×0.9	62,700円
第5段階	本人が市町村民税非課税（世帯に課税者がいる）で、 前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超える方	基準額	69,600円
第6段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.2	83,600円
第7段階	本人が市町村民税課税で、 前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額×1.3	90,500円
第8段階	本人が市町村民税課税で、 前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額×1.5	104,400円
第9段階	本人が市町村民税課税で、 前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	基準額×1.7	118,400円
第10段階	本人が市町村民税課税で、 前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	基準額×1.9	132,300円
第11段階	本人が市町村民税課税で、 前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	基準額×2.1	146,200円
第12段階	本人が市町村民税課税で、 前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	基準額×2.3	160,100円
第13段階	本人が市町村民税課税で、 前年の合計所得金額が720万円以上の方	基準額×2.4	167,100円

※老齢福祉年金 明治44年4月1日以前に生まれた方などで、一定の所得がない方や、他の年金を受給できない方に支給される年金です。

※合計所得金額 収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。土地売却等に係る特別控除額がある場合は、「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。第1～5段階は、「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額を用います。第1～5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。

※課税年金収入額 国民年金・厚生年金・共済年金等課税対象となる種類の年金収入額のことです。なお、障害年金・遺族年金・老齢福祉年金等は含まれません。

納め方 65歳以上の方は原則として年金から納めます。年金額によって納め方は2種類に分かれています。第1号被保険者として納める保険料は、65歳になった月（65歳の誕生日の前日が属する月）の分からです。

年金が年額18万円以上の方

特別徴収 年金の定期支払い（年6回）の際に、介護保険料があらかじめ差し引かれます。

- 老齢基礎年金・厚生年金などの老齢（退職）年金のほか、遺族年金、障害年金も特別徴収の対象となります。

40歳以上65歳未満の方（第2号被保険者）の保険料

年金が年額18万円未満の方

普通徴収 送付される納付書にもとづき、介護保険料を市区町村に個別に納めます。

■口座振替が便利です。口座振替納付申込書、通帳、印かんを持って、口座をお持ちの金融機関で手続きをしてください。

40歳以上65歳未満の方の保険料の額は、加入している医療保険の算定方法により決められます。医療保険と一緒にまとめて納めます。

●国民健康保険に加入している方

保険料は国民健康保険税の算定方法と同様に、世帯ごとに決められ、医療保険分と介護保険分をあわせて、国民健康保険税として世帯主が納めます。

●職場の医療保険に加入している方

医療保険ごとに設定される介護保険料率と、給与（標準報酬月額）および賞与（標準賞与額）に応じて決められ、医療保険料とあわせて徴収されます。

※40歳以上65歳未満の被扶養者は、保険料を個別に納める必要はありません。

木津川市内介護(予防)サービス事業所一覧

- ……介護サービス（要介護1～5の人が利用）及び介護予防サービス（要支援1・2の人が利用）を実施
 - ……介護サービス（要介護1～5の人が利用）及び介護予防サービス（要支援2の人が利用）を実施
 - ……介護サービス（要介護1～5の人が利用）を実施
 - ……介護サービス（要介護3～5の人が利用）を実施
 - ……介護予防・日常生活支援総合事業（要支援1・2、総合事業対象者の人が利用）を実施

(令和6年5月現在)

※ケアマネジャー（介護支援専門員）とは…

要介護者等からの相談を受け、心身の状況等に応じ、適切なサービスを利用できるよう、市町村やサービス事業者等との連絡調整等を行います。

介護サービス等のご利用にあたっては、地域包括支援センター（3ページ参照）もしくは居宅介護支援事業所（ケアマネジャー※）にご相談ください。

サービス事業所一覧

- ……介護サービス（要介護1～5の人が利用）及び介護予防サービス（要支援1・2の人が利用）を実施
- ● ……介護サービス（要介護1～5の人が利用）及び介護予防サービス（要支援2の人が利用）を実施
- ○ ……介護サービス（要介護1～5の人が利用）を実施
- ● ○ ……介護サービス（要介護3～5の人が利用）を実施
- ● ● ○ ……介護予防・日常生活支援総合事業（要支援1・2、総合事業対象者の人が利用）を実施

(令和6年5月現在)

地域	事業所名	所在地	電話番号 (市外局番) 0774	居宅 サービス (介護 予防)		サ ー ビ ス (介 護 予 防)		地 域 密 着 型		サ ー ビ ス (介 護 予 防)		施 設 介 護 サ ー ビ ス		総 合 事 業		
				居宅 介 護 支 援 (ケ ア マ ネ ジ ヤ ー)	訪 問 介 護 (ヘル パー)	訪 問 入 浴 介 護	訪 問 看 護	通 所 介 護 (テ イ サ ー ビ ス)	通 所 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	短 期 入 所 生 活 介 護	福 祉 用 具 貸 与 ・ 販 売	小 規 模 多 機 能 型 居 宅 介 護	認 知 症 対 応 型 通 所 介 護	グ ル ー プ ホ ー ム	特 別 養 護 老 人 ホ ー ム	老 人 保 健 施 設
木津 西 地 域	ケアマネジメント真心	相楽大徳35番地1 第一マークビル4-3	46-9996	●												
	訪問看護ステーション スターライフ	吐師野間11番地1	73-4880			●										
	中島整形外科通所リハビリテーション	吐師南ノ中条15番地	71-8330				●									
	リハビリディサービスルピナス木津川	相楽台3丁目4番地7	73-1023				●									●
	訪問看護ステーション こころ	相楽台5丁目8-2-103	66-4704		●											
	訪問看護ステーション まんまる	相楽台5丁目18番地18 碓井テラスハウス2号室	74-8216		●											
	ヘルバーステーションケアプレス木津川	相楽台6丁目14番地1	72-3533		●											
	ローズライフ高の原	相楽台9丁目1番地5	75-2001										●			
	さがなか訪問看護ステーション	相楽台9丁目6番地7	66-6840		●											
	京都木津川ヤマシン訪問看護ステーション	相楽台9丁目9番地20 YMドーム102号室	39-8481			●										
加茂 地 域	ゆりのき居宅介護支援事業所	木津川台1丁目19番地1	75-1132		●											
	ショートステイゆりのき											●				
	特別養護老人ホーム ゆりのき														●	
	デイサービスセンター 西木津ぬくもりの里	木津南後背30番地5	73-3055									●				
	小規模多機能型居宅介護 西木津ぬくもりの里											●				
	グループホーム 西木津ぬくもりの里											●			●	
	デイサービスセンター 加茂ぬくもりの里	加茂町里宇留志40番地	76-0600									●				
	小規模多機能型居宅介護 加茂ぬくもりの里											●				
	グループホーム 加茂ぬくもりの里											●			●	
山城 地 域	加茂介護保険相談センター アクティブ	南加茂台5丁目11番地7	76-0333	●												
	ワンズホーム ケアセンター	南加茂台5丁目11番地6	76-7788				●					●				
	ワンズホーム アクティブセンター	南加茂台5丁目11番地7	76-0777				●					●				
	ワンズホーム フィジカルセンター	南加茂台5丁目11番地7	76-0666			●										
	インクル・かも ケアプランセンター	加茂町里南古田126番地 第2いすみハウス202号室	39-7829	●												
	訪問看護ステーション やまと	加茂町駅東1丁目3番地3	39-3580			●										
	訪問介護ステーション 加茂の里	加茂町駅東2丁目2番地1	76-0233		●											
	訪問看護ステーション あじさい	加茂町駅東2丁目2番地1	76-0234			●										
	加茂の里 居宅介護支援事業所	加茂町駅東4丁目1番地3	34-1123	●												
	特別養護老人ホーム 加茂の里											●			●	
	デイサービスセンター 加茂の里											●				
山城 地 域	ケアプランセンター みかのはら	加茂町里中森1番地5	66-4228	●												
	訪問看護ステーション あゆみ	加茂町里中森1番地5	66-4229			●										
	訪問看護ステーション ななほし	加茂町里中森2番地10	76-4854			●										
	デイサービスセンター みかのはら	加茂町例幣小ノ林75番地	76-2008													
	ろっぽのみみ	加茂町兎並船屋13番地	94-6381	●												
	小規模多機能型居宅介護 涌出ぬくもりの里	山城町平尾里屋敷69番4	86-0565										●			
	グループホーム 涌出ぬくもりの里	山城町平尾里屋敷69番4	86-0565										●		●	
山城 地 域	訪問看護ステーションOhana	山城町平尾茶屋前29番地3	66-4678				●									
	訪問看護ステーション ミストラル山城	山城町平尾前田48 富岡ハイツ102号室	86-0022				●									
	グループホーム 山城ぬくもりの里	山城町上狹小杉谷6番地	86-5833													
	居宅介護支援事業所 山城ぬくもりの里	山城町上狹天竺堂1番地1	86-5460	●												
	老人デイサービスセンター山城ぬくもりの里	山城町上狹天竺堂1番地1	86-5460													
山城 地 域	特別養護老人ホーム山城ぬくもりの里	山城町上狹天竺堂1番地1	86-5460													
	● ……介護サービス（要介護1～5の人が利用）及び介護予防サービス（要支援1・2の人が利用）を実施															
	● ● ……介護サービス（要介護1～5の人が利用）及び介護予防サービス（要支援2の人が利用）を実施															

*ケアマネジャー（介護支援専門員）とは…

要介護者等からの相談を受け、心身の状況等に応じ、適切なサービスを利用できるよう、市町村やサービス事業者等との連絡調整等を行います。

↑ 介護サービス等のご利用にあたっては、地域包括支援センター（3ページ参照）もしくは居宅介護支援事業所（ケアマネジャー※）にご相談ください。